

第10回鏡石町議会臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (5月21日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会の宣告	5
○招集者あいさつ	5
○開議の宣告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○報告第43号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
○報告第44号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
○報告第45号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
○報告第46号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
○報告第47号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
○報告第48号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
○報告第49号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
○報告第50号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
○報告第51号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
○報告第52号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
○報告第53号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
○議案第226号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
○議案第227号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
○閉議の宣告	18
○町長あいさつ	18
○閉会の宣告	18
○署名議員	19

鏡石町告示第31号

第10回鏡石町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成22年 5月14日

鏡石町長 木 賊 政 雄

記

1. 期 日 平成22年 5月21日 午後1時

2. 場 所 鏡石町役場議会議場

3. 付議事件

- (1) 専決処分した事件の承認について(11件)
- (2) 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 平成22年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

応招・不応招議員

応招議員（14名）

1番	根 本 重 郎 君	2番	今 駒 英 樹 君
3番	渡 辺 定 己 君	4番	今 駒 隆 幸 君
5番	大河原 正 雄 君	6番	柳 沼 俊 行 君
7番	仲 沼 義 春 君	8番	木 原 秀 男 君
9番	今 泉 文 克 君	10番	深 谷 莊 一 君
11番	菊 地 栄 助 君	12番	小 貫 良 巳 君
13番	円 谷 寛 君	14番	円 谷 寅三郎 君

不応招議員（なし）

平成22年第10回鏡石町議会臨時会会議録

議 事 日 程 (第1号)

平成22年 5月21日(金)午後1時 開会

- | | | |
|-----|----|---|
| 日程第 | 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 | 2 | 会期の決定 |
| 日程第 | 3 | 報告第43号 専決処分した事件の承認について |
| 日程第 | 4 | 報告第44号 専決処分した事件の承認について |
| 日程第 | 5 | 報告第45号 専決処分した事件の承認について |
| 日程第 | 6 | 報告第46号 専決処分した事件の承認について |
| 日程第 | 7 | 報告第47号 専決処分した事件の承認について |
| 日程第 | 8 | 報告第48号 専決処分した事件の承認について |
| 日程第 | 9 | 報告第49号 専決処分した事件の承認について |
| 日程第 | 10 | 報告第50号 専決処分した事件の承認について |
| 日程第 | 11 | 報告第51号 専決処分した事件の承認について |
| 日程第 | 12 | 報告第52号 専決処分した事件の承認について |
| 日程第 | 13 | 報告第53号 専決処分した事件の承認について |
| 日程第 | 14 | 議案第226号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
について |
| 日程第 | 15 | 議案第227号 平成22年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算(第
1号) |

本日の会議に付した事件
議事日程(第1号)に同じ

出席議員（13名）

1番	根本重郎君	2番	今駒英樹君
3番	渡辺定己君		
5番	大河原正雄君	6番	柳沼俊行君
7番	仲沼義春君	8番	木原秀男君
9番	今泉文克君	10番	深谷莊一君
11番	菊地栄助君	12番	小貫良巳君
13番	円谷寛君	14番	円谷寅三郎君

欠席議員（1名）

4番 今駒隆幸君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木賊政雄君		
総務課長	木賊正男君	税務町民課長	高原芳昭君
健康福祉課長	今泉保行君	産業課長	小貫忠男君
農業委員会 事務局長	飛沢栄四郎君	都市建設課長	圓谷信行君
上下水道課長 兼 会計管理者 兼 出納室長	関根学君	教育課長	吉田賢司君
	八巻司君		

事務局職員出席者

議会事務局 局長	面川廣見	主任主査	相楽信子
-------------	------	------	------

開議 午後 2 時 4 5 分

開会の宣告

議長（今泉文克君） みなさんこんにちは。
ただいまから、第 10 回鏡石町議会臨時会を開会いたします。

招集者あいさつ

議長（今泉文克君） 本臨時会にあたり町長からあいさつがあります。
町長、木賊政雄君。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） みなさんこんにちは。

今年の春は、桜も満開を迎えた 4 月に、2 度の降雪を記録するなどの異常気象が続き、農作物の生育も心配されますが、ようやく青葉の美しい季節を迎えた本日、第 10 回鏡石町議会臨時会を開催いたしましたところ、議員の皆さまには公私ともお忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本臨時会にご提案申し上げますのは、平成 21 年度各会計補正予算をはじめとする専決処分した事件 11 件のほか、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定及び国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）の 2 議案であります。

ご審議いただきまして、議決、承認賜りますようお願い申し上げます。

開議の宣告

議長（今泉文克君） ただいまの出席議員数は 13 人です。

定足数に達していますので、直ちに会議を開きます。

なお、会議規則第 2 条による欠席の届出者は、4 番 今駒隆幸君の 1 名です。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。よろしく願いいたします。

会議録署名議員の指名

議長（今泉文克君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 113 条の規定によって、5 番 大河原正雄君、6 番 柳沼俊行君、7 番 仲沼義春君の 3 名を指名いたします。

会期の決定

議長（今泉文克君） 日程第 2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

よって会期は 1 日間と決しました。

報告第43号、報告第44号 上程、説明、質疑、討論、採決
議長（今泉文克君） 日程第3、報告第43号及び日程第4、報告第44号の専決処分した事件の承認についての2件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、日程第3、及び日程第4、の報告2件を一括議題とすることに決しました。

局長に議案を朗読させます。

議会事務局局長（面川廣見君）〔報告第43号と報告第44号を朗読〕

議長（今泉文克君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、高原芳昭君。

〔税務町民課長 高原芳昭君 登壇〕

税務町民課長（高原芳昭君） ただいま一括上程されました、報告第43号及び報告第44号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

はじめに、専決第39号でございますが、鏡石町税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたものであります。

このたびの改正につきましては、国の税制改正による地方税法との一部改正が3月31日公布、4月1日施行されたことによるものであります。

引き続きまして、3ページより説明させていただきます。

3ページ19条につきましては、納期限に納付または納付する税金及び納入金等にかかる延滞金の事務に関する地方税法改正による関連条項の見直しでございます。

第36条の3の2及び36条の3の3につきましては、所得税の年少扶養控除の見直し等によりまして、年少扶養親族の情報収集をしないことになることから個人住民税にかかる扶養親族の情報収集に関する規定が、新たに創設されたものであります。

4ページ、下段の第44条第2項につきましては、65歳未満の公的年金所得金額に係ります所得割の徴収方法に関する見直しの規定でございます。

5ページ中段でございますが、第95条中につきましては、たばこ税額の改正引き上げであり、現行「3,298円」を「4,618円」に改め、16条の2第1項につきましては、旧3級品の引き上げの改正であります。

5ページ第19条の3につきましては、金融商品等取引が、営業所内に開設された少額投資の上場株式の配当と株売却益に課税しない特例の規定を新たに創設されるものでございます。

附則第20条の4、附則第20条の5につきましては、地方税改正に伴う関連条項の見直しの規定でございます。

附則といたしまして、（施行期日）第1条 この条例は、平成22年4月1日より施行し、次の各号に掲げる規定につきましては、当該各号に定める日から施行するものであります。

第2条につきましては、町民税に関する経過措置についてであります。

第3条、固定資産税に関する経過措置でございます。

第4条、町たばこ税に関する経過措置となっております。

税務町民課長（高原芳昭君） つづきまして、国民健康保険税条例の制定に関しまして説明申し上げます。11ページであります。このたびの改正につきましては、地方税法等の一部改正により国保税の課税限度額等の引き上げなどが盛りこまれた地方税施行令の一部改正が3月31日公布されまして、4月1日施行されたことによるものでございます。

条例第2条第2項につきましては、中間所得者の負担金軽減を図るために、課税限度額を引き上げるものでございまして、基礎賦課額の医療分につきまして「47万円」を「50万円」に、同3項では、高齢者支援金等「12万円」を「13万円」に改めるものでございます。

条例第23条中でございますが、保険税の減額ですが、応益割合にかかわらず減額割合が選択できるとした改正に伴う地方税法等の改正の条項の見直しでございます。

条例第23条の2でございますが、こちらにつきましては、特例対象被保険者等に係ります保険税の課税特例で、被保険者失業者の保険税の減額について新たに規定するものでございます。

条例第24条でございますが、前条に係ります特例対象被保険者である場合の申告についての規定を設けたものでございます。

附則といたしまして、施行期日でございますが、この条例につきましては、平成22年4月1日から施行する。ただし、附則第13項及び附則第14項の改正規定につきましては、平成22年6月1日から施行するものでございます。

適用区分でございますが、第2条 改正後の鏡石町国民健康保険税条例の規定は、平成22年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成21年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとするものでございます。

以上、提案理由のご説明を申し上げます。

ご審議いただきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（今泉文克君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより報告2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより報告2件の一括討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

はじめに、報告第43号 鏡石町税条例の一部を改正する条例の専決処分した事件の承認についての件を採決します。

お諮りします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、報告第43号 専決処分した事件の承認についての件は、承認することに決しました。

つぎに、報告第44号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分した事件の承認についての件を採決します。

お諮りします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、報告第44号 専決処分した事件の承認についての件は、承認することに決しました。

報告第45号、上程、説明、質疑、討論、採決

議長（今泉文克君） 日程第5、報告第45号 専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、ただちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、木賊正男君。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） ただいま上程されました報告第45号 専決処分した事件の承認につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

16ページをお開きいただきたいと思います。本件につきましては、専決処分第41号といたしまして、平成21年度鏡石町一般会計補正予算（第10号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものでございます。

このたびの補正につきましては、平成21年度予算の最終整理をしたものでございまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ141,494千円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,242,119千円とするものでございます。

また、第2条につきましては、地方債の補正といたしまして21ページ第2表のとおりでございますが、町道整備事業費に係る地方債を減額するものでございます。

さらに、第3条につきましては、繰越明許費の補正といたしまして21ページ第3表のとおり、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業の追加といたしまして、町道維持補修事業を増額したものでございます。

それでは、詳細につきましては24ページからの事項別明細によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

総務課長（木賊正男君） 以上、上程いたしました報告第45号につきまして提案理由のご説明申し上げます。

ご審議いただきまして、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（今泉文克君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終了いたします。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。
これをもって討論を終了いたします。

これより報告第45号 平成21年度鏡石町一般会計補正予算（第10号）の専決処分した事件の承認についての件を採決します。

お諮りします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、報告45号 専決処分した事件の承認については、承認することに決しました。

報告第46号、47号、48号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（今泉文克君） 日程第6、報告第46号から日程第8、報告第48号の専決処分した事件の承認についての報告3件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、報告3件を一括議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、ただちに提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、高原芳昭君。

〔税務町民課長 高原芳昭君 登壇〕

税務町民課長（高原芳昭君） ただいま一括上程されました、報告第46号から報告第48号までの専決処分した事件の承認について、提案理由のご説明を申し上げます。

98ページをお願いします。専決第42号 平成21年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）につきまして説明申し上げます。

このたびの補正は、実績による予算整理を行い、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,317千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,267,927千円とするものでございます。

詳細につきましては、104ページの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

税務町民課長（高原芳昭君） 次に、専決第43号 平成21年度鏡石町老人保健特別会計補正予算（第2号）につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの補正につきましては、実績による予算整理を行ったことから、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ53,410千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,818千円とするものでございます。

詳細につきましては124ページの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

税務町民課長（高原芳昭君） 次に、専決第44号 平成21年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきまして、ご説明を申し上げます。

このたびの補正につきましては、実績による予算整理を行ったことから既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10,284千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83,093千円とするものでございます。

詳細につきましては138ページの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

税務町民課長（高原芳昭君） 以上、一括して提案理由をご説明申し上げました。

ご審議いただきまして、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（今泉文克君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより報告3件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより報告3件の一括討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

はじめに、報告第46号 平成21年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分した事件の承認についての件を採決します。

お諮りします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、報告第46号 専決処分した事件の承認についての件は、承認することに決しました。

つぎに、報告第47号 平成21年度鏡石町老人保健特別会計補正予算（第2号）の専決処分した事件の承認についての件を採決します。

お諮りします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、報告第47号 専決処分した事件の承認についての件は、承認する

ことに決しました。

つぎに、報告第48号 平成21年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分した事件の承認についての件を採決します。

お諮りします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、報告第48号 専決処分した事件の承認についての件は、承認することに決しました。

報告第49号 上程、説明、質疑、討論、採決

議長（今泉文克君） 日程第9、報告第49号 専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、ただちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 今泉保行君。

〔健康福祉課長 今泉保行君 登壇〕

健康福祉課長（今泉保行君） ただいま上程されました報告第49号 専決処分した事件の承認について、提案理由のご説明を申し上げます。

148ページをお開き願います。本件の専決第45号 平成21年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分したものでございます。

次ページをお願いいたします。このたびの補正につきましては、事務事業の確定に伴う補正予算でございまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,804千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ624,120千円とするものでございます。

詳細につきましては152ページからの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

健康福祉課長（今泉保行君） 以上、提案理由をご説明申し上げました。

ご審議いただきまして、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（今泉文克君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより報告第49号 平成21年度鏡石町介護保険特別会計補正予算(第4号)の専決処分した事件の承認についての件を採決します。

お諮りします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(今泉文克君) ご異議なしと認めます。

したがって、報告第49号 専決処分した事件の承認についての件は、承認することに決しました。

報告第50号 上程、説明、質疑、討論、採決

議長(今泉文克君) 日程第10、報告第50号 専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、ただちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

産業課長 小貫忠男君。

〔産業課長 小貫忠男君 登壇〕

産業課長(小貫忠男君) ただいま上程されました報告第50号 専決処分した事件の承認につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

163ページをお願いいたします。

専決第46号 平成21年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算(第4号)につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものでございます。

このたびの補正につきましては、事業費確定による予算の整理を行うもので、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,635千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124,097千円とするものでございます。

詳細につきましては、166ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

産業課長(小貫忠男君) 以上、提案理由をご説明申し上げます。

ご審議いただきまして、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長(今泉文克君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長(今泉文克君) これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

議長(今泉文克君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより報告第50号 平成21年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分した事件の承認についての件を採決します。

お諮りします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、報告第50号 専決処分した事件の承認についての件は、承認することに決しました。

報告第51号 上程、説明、質疑、討論、採決

議長（今泉文克君） 日程第11、報告第51号 専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、ただちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長 圓谷信行君。

〔都市建設課長 圓谷信行君 登壇〕

都市建設課長（圓谷信行君） ただいま上程されました報告第51号 専決処分した事件の承認について、提案理由のご説明を申し上げます。

173ページをお開き願います。本件の専決第47号 平成21年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したものでございます。

このたびの補正につきましては、年度末における事務事業の確定に伴います予算の整理でございまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,059千円を減額しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83,943千円とするものでございます。

内容につきましては176ページの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

都市建設課長（圓谷信行君） 以上、提案理由のご説明を申し上げました。

ご審議いただきまして、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（今泉文克君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより報告第51号 平成21年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分した事件の承認についての件を採決します。

お諮りします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、報告第51号 専決処分した事件の承認についての件は、承認することに決しました。

報告第52号、53号 上程、説明、質疑、討論、採決

議長（今泉文克君） 日程第12、報告第52号及び日程第13、報告第53号の専決処分した事件の承認についての報告2件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、報告2件を一括議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、ただちに提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長 関根 学君。

〔上下水道課長 関根 学君 登壇〕

上下水道課長（関根 学君） ただいま上程されました報告第52号並びに報告第53号 専決処分した事件の承認について、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの補正につきましては、いづれも事務事業の確定に伴う予算整理でございます。

まずはじめに180ページ専決第48号につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、平成21年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したものでございます。

今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ35,890千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ578,027千円とするものでございます。また、地方債の補正につきましては、183ページ第2表 地方債補正のとおり下水につきまして、事業等の実績に基づきまして補正後限度額を減額するものであります。

内容につきましては、186ページの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

上下水道課長（関根 学君） 以上で専決第48号の説明を終わります。

次に、195ページをお開き願いたいと思います。

つづきまして、専決第49号につきましてご説明申し上げます。

本件につきましては、平成21年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、専決処分をしたものでございます。

今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,124千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72,887千円とするものでございます。

内容につきましては、198ページの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

上下水道課長（関根 学君） 以上、一括上程されました2会計につきましてご説

明を申し上げました。

ご審議いただきまして、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（今泉文克君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより報告2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより報告2件の一括討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

はじめに、報告第52号 平成21年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分した事件の承認についての件を採決します。

お諮りします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、報告第52号 専決処分した事件の承認についての件は、承認することに決しました。

つぎに、報告第53号 平成21年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分した事件の承認についての件を採決します。

お諮りします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、報告第53号 専決処分した事件の承認についての件は、承認することに決しました。

議案第226号 上程、説明、質疑、討論、採決

議長（今泉文克君） 日程第14 議案第226号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

議会事務局局長（面川廣見君） 〔議案第226号を朗読〕

議長（今泉文克君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、高原芳昭君。

〔税務町民課長 高原芳昭君 登壇〕

税務町民課長（高原芳昭君） ただいま上程されました、議案第226号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申

上げます。

このたびの改正につきましては、22年度の所得額の確定によりまして、国保税算定にかかる按分率の見直しを行い、税率等の改正を行うものであります。

詳細につきましては、205ページよりご説明申し上げます。

鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、鏡石町国民健康保険税条例（昭和33年鏡石町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の6.00」を「100分の8.80」に改める。

第5条中「22,000円」を「25,000円」に改める。

第5条の2第1号中「18,000円」を「18,900円」に改め、同条第2号中「9,000円」を「9,450円」に改める。

第6条中「100分の1.85」を「100分の1.88」に改める。

第7条の2中「7,100円」を「6,950円」に改める。第8条中「100分の1.58」を「100分の2.35」に改める。

第9条の2中「7,000円」を「8,200円」に改める。

第23条第1号ア中「15,400円」を「17,500円」に改め、同号イ（ア）中「12,600円」を「13,230円」に改め、同号イ（イ）中「6,300円」を「6,615円」に改め、同号ウ中「4,970円」を「4,865円」に改め、同号オ中「4,900円」を「5,740円」に改め、同条第2号ア中「11,000円」を「12,500円」に改め、同号イ（ア）中「9,000円」を「9,450円」に改め、同号イ（イ）中「4,500円」を「4,725円」に改め、同号ウ中「3,550円」を「3,475円」に改め、同号オ中「3,500円」を「4,100円」に改め、同条第3号ア中「4,400円」を「5,000円」に改め、同号イ（ア）中「3,600円」を「3,780円」に改め、同号イ（イ）中「1,800円」を「1,890円」に改め、同号ウ中「1,420円」を「1,390円」に改め、同号オ中「1,400円」を「1,640円」に改める。

附則といたしまして、施行期日、この条例は、公布の日から施行し、適用区分といたしまして、改正後の鏡石町国民健康保険税条例の規定は、平成22年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成21年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとするものでございます。

以上、ご説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（今泉文克君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第226号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案について、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第227号 上程、説明、質疑、討論、採決

議長（今泉文克君） 日程第15 議案第227号 平成22年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

議会事務局局長（面川廣見君）〔議案第227号を朗読〕

議長（今泉文克君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、高原芳昭君。

〔税務町民課長 高原芳昭君 登壇〕

税務町民課長（高原芳昭君） ただいま上程されました、議案第227号 平成22年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの補正につきましては、税率改正に伴い予算額の確定による財源の組み替えを行うものであります。詳細につきましては、210ページの事項別明細によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

税務町民課長（高原芳昭君） 以上、ご説明申し上げます。

ご審議をいただき議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（今泉文克君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第227号 平成22年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

閉議の宣告

議長（今泉文克君） 以上をもって、本臨時会に付議されました案件の審議は、全部終了いたしました。

町長あいさつ

議長（今泉文克君） ここで、閉会にあたり招集者からあいさつがあります。

町長 木賊政雄君。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいまは、提出いたしました議案につきまして、慎重なご審議をいただき、議決、承認を賜り、誠にありがとうございました。

厚く御礼申し上げます。

来月には議会定例会を控え、公私ともに何かとご多忙な時期を迎えることと思いますが、くれぐれもご自愛いただき、ご健勝にてご活躍されますことを御祈念申し上げます。

私の残された任期も一ヶ月余となり、緊急の案件がない限り、本臨時会が私にとりまして、最後の議会となるものと思います。

議員各位には、4期16年にわたり、長い間のご支援、ご鞭撻に心から感謝を申し上げます。

鏡石町の限りないご発展を切に御祈念申し上げ、閉会のご挨拶といたします。ありがとうございました。

閉会の宣告

議長（今泉文克君） 町内の木々の葉が、緑華やかな今日、木賊町長の最後の招集となった臨時議会の終了にあたって、議長よりあいさつを申し述べさせていただきます。

木賊政雄町長におかれましては、来る6月23日をもって任期満了により、平成6年6月より4期16年の長い間の職務遂行が、完了となりますが、この間に多くの功績を残され、町民のみなさまに住んで良かったと言われる町づくりを实践された御労苦、誠にご苦労様でした。

感謝と敬意を申し上げ、議長のあいさつとさせていただきます。

これにて、第10回鏡石町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午後4時23分

鏡石町議会会議録

参考資料目次

議案等審査結果一覧表	1
町長提出議案	2
報告第43号 専決処分した事件の承認について	2
報告第44号 専決処分した事件の承認について	11
報告第45号 専決処分した事件の承認について	15
報告第46号 専決処分した事件の承認について	23
報告第47号 専決処分した事件の承認について	28
報告第48号 専決処分した事件の承認について	32
報告第49号 専決処分した事件の承認について	36
報告第50号 専決処分した事件の承認について	40
報告第51号 専決処分した事件の承認について	44
報告第52号 専決処分した事件の承認について	48
報告第53号 専決処分した事件の承認について	53
議案第226号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	57
議案第227号 平成22年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	59

議案等審査結果一覧表

議案番号	件名	議決月日	結果
報告第43号	専決処分した事件の承認について	22. 5.21	承認
報告第44号	専決処分した事件の承認について	22. 5.21	承認
報告第45号	専決処分した事件の承認について	22. 5.21	承認
報告第46号	専決処分した事件の承認について	22. 5.21	承認
報告第47号	専決処分した事件の承認について	22. 5.21	承認
報告第48号	専決処分した事件の承認について	22. 5.21	承認
報告第49号	専決処分した事件の承認について	22. 5.21	承認
報告第50号	専決処分した事件の承認について	22. 5.21	承認
報告第51号	専決処分した事件の承認について	22. 5.21	承認
報告第52号	専決処分した事件の承認について	22. 5.21	承認
報告第53号	専決処分した事件の承認について	22. 5.21	承認
議案第226号	鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	22. 5.21	可決
議案第227号	平成22年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	22. 5.21	可決